

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更				
（宛先） 京都府知事		平成29年9月29日				
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府舞鶴市宇北吸1044番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 舞鶴市 舞鶴市長 多々見 良三 電話 0773-66-1064				
主たる業種	市町村機関	細分類番号	9   8   2   1			
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで					
基本方針	平成26～28年度平均を基準に、平成31年度までに温室効果ガス（評価の対象となる排出の量）を10%以上削減する。					
計画を推進するための体制	舞鶴市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】を策定し、計画推進のため市長を委員長とする舞鶴市地球温暖化対策推進委員会を設置し、地球温暖化対策に取り組んでいます。					
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	23,215.5 トン	23,417.4 トン	23,207.1 トン	22,996.8 トン	0.0 パーセント
	評価の対象となる排出の量	23,627.7 トン	21,453.4 トン	21,243.1 トン	21,032.6 トン	-10.1 パーセント
目標の根拠		省エネの取組みを継続して推進するとともに、省エネ法に基づく中長期計画を中心とした各施設設備更新により、温室効果ガスの削減を図る。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事務所	5.88	5.82	5.76	5.70	-2.04 パーセント
	事業活動に伴う排出の量 (本庁舎延床面積/100)					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		省エネ法の規定に基づく原単位の削減目標である前年度比年1%削減を目標とする。節電・省エネの取組みを行うとともに、庁内設備の省エネ設備への更新により達成を図る。				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考
		108.0 パーセント	108.0 パーセント	108.0 パーセント	108.0 パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	全庁的な省エネの取組みに加え、本庁舎照明のLED化等を実施。				
	(30)年度	全庁的な省エネの取組みに加え、本庁舎の吸収式冷温水発生機の更新等を実施。				
	(31)年度	全庁的な省エネの取組みに加え、西総合会館の空調設備改修、照明のLED化等を実施。				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	舞鶴市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】により、エコ通勤を各部署共通の取組みとして位置づけ、各部署で目標設定し、PDCAサイクルにより取り組んでいる。また、毎月第3木曜日をエコ通勤の日と定め、全庁的にエコ通勤を呼びかけ取り組んでいる。				
	上記の措置を採用する理由	地域の実情からマイカー通勤者が多いものの、エコ通勤への切り替えが可能な職員もおり、意識啓発や取組みやすい仕組みづくりが重要であるため。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	平成24年4月に設立されたまいづる環境市民会議（地球温暖化対策地域協議会）の事務局として、地球温暖化防止に資する活動（学校等における環境学習やみどりのカーテン普及活動、啓発イベントの開催、省エネ相談・うちエコ診断、まいづる環境フェスタの開催など）を市民と協働で実施している。また、電気自動車や太陽光・蓄電池など各種補助制度の運用や、市役所前への急速充電器の設置、各種啓発用印刷物の作成などを行っている。					
特記事項	第2期計画期間の超過削減量(5,892.2t-CO2)について、事業活動に伴う排出量から平成29年度は1,964t-CO2、平成30年度は1,964t-CO2、平成31年度は1,964.2t-CO2を差し引いて、評価の対象となる排出量を算出。					

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。